

# 長崎駅東口・西口駅前交通広場等基本計画策定業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、長崎駅東口・西口駅前交通広場等基本計画策定業務委託(以下「業務」という。)に適用する。

### (業務目的)

第2条 本業務は、長崎駅周辺土地区画整理事業(以下「区画整理事業」という。)において整備する長崎駅東口、西口駅前交通広場や街路等の都市施設や駐車場、駐輪場等を対象に、各施設の基本設計に向けたレイアウトや配置計画等を示す基本計画の策定を目的とする。

なお、上記基本計画は、平成23年度から2ヵ年をかけて策定することとしており、本業務では、これまでの検討経過の整理や現況交通量調査、交通事業者等との協議等を踏まえ、各施設の整備にあたっての課題の抽出と解決方策について検討を行う。

### (準拠する規定等)

第3条 本業務に使用する規定は、本特記仕様書のほか次に掲げるものとする。

- (1) 設計業務等共通仕様書(国土交通省九州地方整備局監修)及び土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書(長崎県土木部) H21.4版
- (2) その他関係法令、条例等

### (業務範囲)

第4条 本業務の範囲は、区画整理事業の施行地区(A=19.2ha)及び周辺地区とし、次の施設及び空間を検討対象とする。

- (1) (都)長崎駅東口駅前交通広場(A=約15,000㎡)
- (2) (都)長崎駅西口駅前交通広場(A=約3,000㎡)
- (3) (都)トランジットモール線(W=約18m、L=約150m)
- (4) (都)長崎駅中央通り線(W=約26m、L=約300m)
- (5) (都)長崎駅東通り線(W=約10~17m、L=約1,240m)
- (6) (都)長崎駅西通り線(W=約12~21m、L=約610m)
- (7) 多目的広場(A=約6,900㎡)
- (8) 長崎駅西口歩行者専用道路(W=約12m、L=約80m)
- (9) 新幹線及び在来線の鉄道高架下空間
- (10) (都)長崎駅東口、西口駅前交通広場及び周辺における駐車場、駐輪場
- (11) 国道202号や(都)旭大橋線の歩行者横断施設

### (委託期間)

第5条 契約締結日から平成24年2月29日まで

### (業務計画)

第6条 受託者は、契約後(契約日を含む。以下この条において同じ。)7日以内に委託者に対し、計画工程表を提出しなければならない。ただし、契約後7日以内に業務計画書が提出される場合は、計画工程表等を契約書第3条に規定する工程表に代えるものとする。

2 受託者は、業務計画書を作成し、作業着手前に委託者の承諾を受けなければならない。また、作業計画を変更する場合も同様とする。

### (配置技術者の資格等)

第7条 本業務の契約後、受託者は、早急に管理技術者及び照査技術者を決定し、委託者の承認

を受けるものとし、担当技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者とする。

また、管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設 - 都市及び地方計画））又は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保持者とする。

本業務では、照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

## 第 2 章 業務内容

（業務内容）

第 8 条 本業務の内容は以下のとおりとする。

（ 1 ）関連情報の収集・整理

区画整理事業を含む長崎駅周辺再整備事業のこれまでの検討経過を整理するとともに、各施設の整備にあたって参考となる先進事例等を収集・整理する。

（ 2 ）現況交通量調査

現況駅前広場の交通量調査を行い、交差点方向別の自動車交通量、駅前広場内の駐車、駐輪施設の利用台数等の実態を把握する。

ア 調査日：平日及び休日の各一日

イ 調査時間：午前 7 時から午後 7 時まで

ウ 調査箇所及び内容：

- ・駅前広場に接する 2 箇所の交差点（長崎駅前交差点、交通会館前交差点）において、方向別の交通量調査を行う。
- ・駅前広場内の駐車、駐輪施設やタクシーベイなどの 30 分毎の駐車台数の調査を行う。
- ・車種区分：6 車種区分

種 別	内 容
乗用車	軽乗用車、普通自動車（ナンバー 3、5、7、8）
小型貨物車	軽貨物車、小型貨物車（ナンバー 4、6）
大型貨物車	普通貨物車（8t 以上）（ナンバー 1）
バス	路線バス 貸切バス マイクロバス（ナンバー 2）
タクシー	タクシー（ナンバー 3、5）
二輪車	自動二輪車（原動機付二輪車含む）、二輪車

（ 3 ）各施設の整備にあたっての課題の抽出と解決方策の検討

東西駅前交通広場の機能分担や、駅を中心とした公共交通機関の結節機能、駅利用者等の周辺地区や中心商業地等への動線、また、多目的広場等の広場機能を確保するための課題の抽出と解決方策の検討を次に掲げる主な視点から行う。

ア （都）長崎駅東口、西口駅前交通広場への公共交通、自家用車による動線と機能分担

イ （都）長崎駅東口、西口駅前交通広場や国道 202 号におけるバス停の配置

ウ （都）長崎駅東口、西口駅前交通広場におけるタクシーバス等の配置

エ （都）トランジットモール線による路面電車の引き込みと鉄道駅や他の交通機関との接続

オ 現在の長崎駅前電停のバリアフリー化

カ （都）長崎駅東口、西口駅前交通広場及びその周辺における駐車場、駐輪場の配置

キ 新幹線と在来線の高架下空間の利用

ク 駅舎を中心とした駅前交通広場や多目的広場内の歩行者動線

なお、駅舎に係る諸条件（出入口の位置等）については、別途指定する。

ケ 駅前商店街や中心商業地等への動線と国道 202 号や旭大橋線の歩行者横断手法

コ （都）長崎駅東口、西口駅前交通広場における環境空間や多目的広場、長崎駅西口歩行

## 者専用道路等の広場機能

### (4) 関連会議の運営支援

本業務にあたっては、長崎駅周辺土地区画整理事業連絡調整会議(長崎県、長崎市の関係部局、交通事業者等により構成)や関係機関等との協議調整を行うものとし、必要な資料の作成等を行う。なお、連絡調整会議等の回数は3回程度を基本とするが、必要の際は、随時協議する。

### (5) 打ち合わせなど

本業務を実施するにあたり、受託者は委託者と十分に打ち合わせ等を実施するものとする。打ち合わせの回数は、業務着手時、中間1回、成果品納入時の計3回を基本とするが、必要の際は、随時協議するものとする。その内容についてはその都度記録し、相互に確認する。

### (資料の貸与)

第9条 資料の貸与は次のとおりとする。

#### (1) 貸与資料は次のとおりとする。

- ア 平成9年度 長崎駅周辺地区再整備検討調査報告書
- イ 平成10年度 長崎駅周辺地区再整備検討調査報告書
- ウ 平成10年度 長崎駅周辺交差点改良検討業務委託報告書
- エ 平成11年度 長崎駅周辺区画整理事業基本計画作成調査報告書
- オ 平成12年度 長崎駅周辺連続立体交差事業に関する交通量調査業務委託報告書
- カ 平成17年度 長崎駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画作成業務報告書
- キ 平成18年度 長崎駅周辺地区土地区画整理事業補助実施計画作成業務委託報告書
- ク 長崎駅周辺地区土地区画整理事業連絡調整会議 会議報告書(平成19年3月)
- ケ 平成19年度 長崎駅周辺地区土地区画整理事業計画作成業務委託報告書
- コ 平成20年度 長崎駅周辺土地区画整理事業に係る費用便益分析等業務委託報告書
- サ 長崎駅周辺まちづくり基本計画(平成23年2月)
- シ その他監督職員が必要と認める書類

(2) 貸与品の引渡しを受けるときは、引渡しの日から7日以内に借用書または受領書を提出すること。

(3) 業務の完了、調査図書の変更等によって不用となった貸与品等は、速やかに返還すること。

(4) 故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償すること。

## 第3章 成果品

### (照査の実施)

第10条 照査については、次のとおり行うものとする。

(1) 照査計画の作成にあたっては、照査の方法、事項について監督職員と協議のうえ、作成するものとする。

(2) 本業務の中では照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

(3) 本業務における基本事項の照査は、「設計図書の照査ガイドライン(案)」(九州地方整備局:平成19年4月)に基づき実施し、照査結果を監督職員に提出するものとする。

### (成果品)

第11条 成果品については、次のものを提出するものとする。

(1) 報告書A4版 正副各1部(黒表紙1部 バインダー1部) 計2部

(2) 電子データ(CD-Rに記録 Word 及び Excel、PDF等)

(3) その他監督職員が必要と認める書類

(4) 提出先は、長崎市都市計画部長崎駅周辺整備室とする。

( 5 ) 成果品は、全て委託者の所有とし、委託者の承認を受けないで他に広報、貸与、使用等をしてはならない。

( 秘密の保持 )

第12条 受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。

( 手直し )

第13条 受託者は計画業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

( その他 )

第14条 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

また、成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合、出典名を報告書に記載すること。